

「平成2年8月6日以降にイラクにおいて不法に取得された文化財（三の6の(4)に掲げる特定外国文化財を除く。）」の二号承認制移行について ①

輸入注意事項15第27号 (15.5.31)

改正①輸入注意事項17第32号 (17.7.25)

平成15年5月31日付け経済産業省告示第195号(輸入公表の一部を改正する告示)により、平成2年8月6日以降にイラクにおいて不法に取得された文化財（三の6の(4)に掲げる特定外国文化財を除く。）の輸入については、二号承認制に移行しました。

なお、当該二号承認制の対象となる「イラクから不法に取得された文化財」のリストその他関連情報については、下記に掲げるホームページ等に掲載され、随時更新される予定ですが、本措置は国際連合安全保障理事会決議第1483号に基づくものであり、原則、輸入の承認は行いませんので、十分ご注意ください。①

記

● 外務省ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/iraq/japan.html>)

外務省>イラク文化財保護>イラク文化財データベース

● 文化庁ホームページ (<http://www.bunka.go.jp/>)

文化庁>文化財の保護>文化財不法輸出入禁止条約と国内法

<イラク盗難文化財に関する問い合わせ先>

外務省文化交流部国際文化協力室

03-3580-3311 内線3410

文化庁文化財部伝統文化課

03-3581-4211 内線2864

<当該貨物の輸入承認に関する問い合わせ(原則、承認は行いません。)>

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課

03-3501-1511 内線3251